

令和5年10月19日

北海道開発局

## 建設業者に対する監督処分について

令和5年10月19日、北海道開発局長は、当局所管の建設業者に対し、下記のとおり建設業法に基づく監督処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 処分対象業者

戸沼岩崎建設株式会社

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

#### 3. 処分理由

戸沼岩崎建設株式会社が1次下請業者として法面工事を請け負った北海道松前郡福島町における幹線林道改良工事において、令和4年9月5日、ロープ高所作業を行っていた2次下請業者の労働者1名が法面から墜落し死亡する事故が発生した。

事故が発生した作業場所は高さ約16.4メートル、傾斜約66度の箇所であり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業の性質上、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難であったため、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させて墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったところ、その措置を講じないまま同作業を行わせたことにより、同社及び同社の役職員が令和5年7月7日に函館簡易裁判所より労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 建設産業課 建設産業企画官 岩船 真志（内線5898）

事業振興部 建設産業課 建設業適正契約専門官 吉岡 亮（内線5886）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



## 建設業者に対する監督処分について

国土交通省北海道開発局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

### 記

#### 1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
戸沼岩崎建設株式会社	国土交通大臣許可 (特-4) 第24854号	戸沼 淳	北海道 函館市

#### 2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- (1) 今回と同様の事件の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。
- ① 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容について、役員及び職員に対し速やかに周知徹底すること。
  - ② 工事現場における安全管理体制について、一層の強化を図ること。
  - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役員及び職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- (2) 前記1各号について講じた措置（貴社において前記に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

#### 3. 処分理由

戸沼岩崎建設株式会社が1次下請業者として法面工事を請け負った北海道松前郡福島町における幹線林道改良工事において、令和4年9月5日、ロープ高所作業を行っていた2次下請業者の労働者1名が法面から墜落し死亡する事故が発生した。

事故が発生した作業場所は高さ約16.4メートル、傾斜約66度の箇所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業の性質上、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難であったため、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させて墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったところ、その措置を講じないまま同作業を行わせたことにより、同社及び同社の役職員が令和5年7月7日に函館簡易裁判所より労働安全衛生法違反で罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。